

○津山圏域資源循環施設組合の財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例

平成 21 年 10 月 9 日
津山圏域資源循環施設組合条例第 19 号

(この条例の趣旨)

第 1 条 津山圏域資源循環施設組合の財産の交換・譲与・無償貸付等に関しては、この条例に定めるところによる。

(準用)

第 2 条 財産の交換・譲与・無償貸付等に関しては、津山市財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例（昭和 39 年津山市条例第 7 号）を準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。